

高崎市倉賀野町下新堀土地区画整理組合からのお知らせ

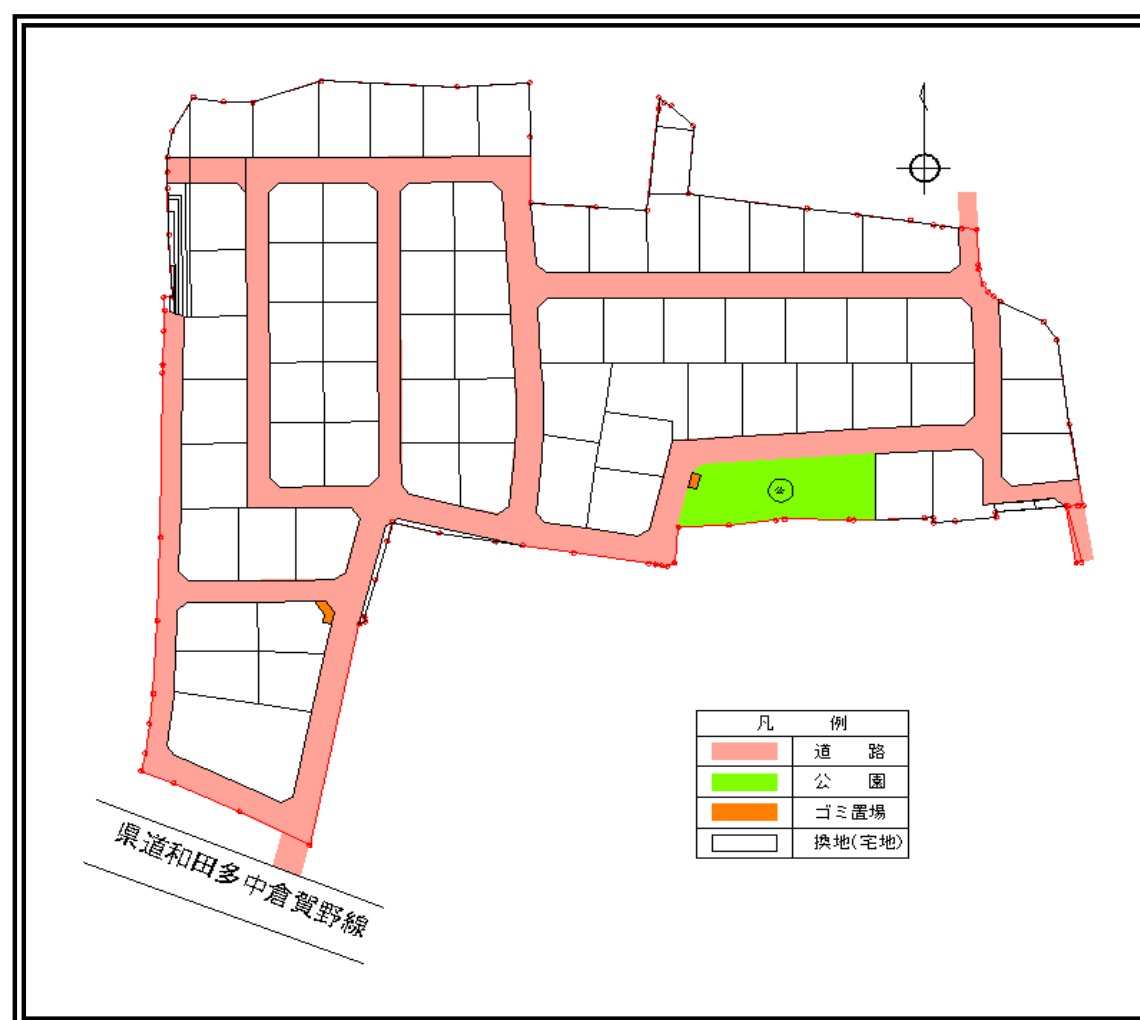
～平成 24 年 10 月 7 日から新しい地番(番地)になりました。～

高崎市倉賀野町下新堀土地区画整理事業は、平成 20 年 5 月 23 日に高崎市長から組合設立の認可を受け土地区画整理事業を進めてまいりましたが、このたび皆様のご協力により工事が完成いたしました。

先般、組合は関係権利者の皆様に対して換地処分通知書を発送させていただきました。これを受けて平成 24 年 10 月 6 日に高崎市が換地処分の公告を行い、その翌日(10 月 7 日)から土地区画整理事業施行区域内の全ての土地が新地番(新住所)に移行いたしました。

土地区画整理事業施行区域内に土地をお持ちの皆様には、よろしくご理解・ご協力のほどお願いいたします。なお、ご不明な点につきましては下記問い合わせ先までご連絡ください。

<新地番(新住所)に変更になった対象区域>



◎市役所の公簿および台帳等の住所の変更

市役所の住民基本台帳、印鑑登録票等の諸公簿や、国県等の関係官庁にある公簿は各機関で変更しておりますが、戸籍の本籍変更はありません。

今回地番が変更された場所に本籍を置いている方については、本人からの申請により変更されます。

また、次の場合も本人が手続きをしなければ変更されません。

① 法人登記(代表取締役の方の住所変更も含まれます)

本店(主たる事務所)所在地については14日以内に法務局へ変更登記申請をすることになっています。

支店(主たる事務所)所在地については21日以内に法務局へ変更登記申請をすることになっています。

② 不動産登記(土地、建物)

権利部(甲区)の「権利者その他の事項」の所有者の住所は変更登記申請をしなければ変更されません。

お問い合わせ先

高崎市倉賀野町下新堀土地区画整理組合
事務局 担当 田口
電話(携帯) 090-7204-8164

有限会社 阿久津都市開発
担当 阿久津、小沼
電話 027-370-7063

◎今後の手続の流れ

①法務局および市役所が変更手続きをするもの

公簿名	変更事項	説明
住民基本台帳	住所欄	市役所で新しい住所に書きかえます。
印鑑登録票		
選挙人名簿		
国民健康保険台帳		
国民年金被保険者名簿		
土地登記簿	表題部の所在欄	前橋地方法務局高崎支局で書きかえます。 ただし、権利部（甲区）の「権利者その他の事項」における所有者の住所は本人が変更登記申請をしなければ変更されません。
建物登記簿		

②みなさんがご自分で町名・地番（番地）の手続きをさせていただくもの

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届け先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (なにを持って)
土地・建物所有者の表示 (住所)変更登記	土地・建物の所有者	前橋地方法務局 高崎支局 (322-6315)	期限はありませんが、売買・相続時に必要となりますので、書きかえ手続きを完了しておいた方がよろしいかと思われます。	地番変更証明書・印鑑・登記申請書・委任状(委任する場合)
抵当権者などの表示(住所) 変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			
会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更	法人及び代表者	本店の所在地を管轄する法務局、支店の所在地を管轄する法務局	本店については実施後14日以内に、支店については21日以内に変更手続きをしてください。	地番変更証明書・印鑑・登記申請書・委任状
自動車運転免許証の住所及び本籍変更	左記の免許証をお持ちの方	高崎交通安全協会(361-1101)または群馬県総合交通センター(027-253-9300)	すみやかに変更の手続きをしてください。	地番変更証明書・印鑑・免許証 (本籍を変更する方は本籍記載の住民票が必要になります。)
自動車、オートバイ(126cc以上)の所有者、使用者の住所変更	左記の所有者及び使用者	関東運輸局群馬運輸支局(050-5540-2021)	実施後15日以内に変更の手続きをしてください。	地番変更証明書・申請書・印鑑・車検証・委任状
自動車(軽四輪・軽三輪)の所有者、使用者の住所変更	左記の所有者及び使用者	軽自動車検査協会群馬事務所(027-261-4621)	実施後15日以内に変更の手続きをしてください。	地番変更証明書・申請書・印鑑・車検証
小児慢性特定疾患医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	高崎市保健所 保健予防課 (381-6112)	すみやかに変更の手続きをしてください。	小児慢性特定疾患医療受給者証
特定疾患医療給付受給者証	左記の受給者証をお持ちの方		すみやかに変更の手続きをしてください。	特定疾患医療給付受給者証・住民票または住所変更手続済の自動車運転免許証など・印鑑
肝炎治療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方		すみやかに変更の手続きをしてください。	肝炎治療受給者証・住民票・印鑑
予防接種通知書(予診票)	左記の通知書をお持ちの方		住所欄をご自分で訂正してください。	
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方	市役所市民課 (321-1232)	期限は有りますが、なるべく早めにカード記載の住所を書きかえてください。	住民基本台帳カード
在留カード 特別永住者証明書				在留カード 特別永住者証明書
年金受給者の住所変更	国民年金または厚生年金を受給中の方(共済組合を除く)	市役所保険年金課(321-1238) 高崎年金事務所(322-4299)	住所変更のハガキを日本年金機構へ、お早めに提出してください。共済組合については、各共済組合へお問い合わせください。	住所変更届のハガキは、市役所または高崎年金事務所にあります。
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証	左記の証書をお持ちの方	市役所保険年金課(321-1235)	すみやかに変更の手続きをしてください。	国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証
国民健康保険限度額適用認定証	左記の証書をお持ちの方	市役所保険年金課(321-1236)	すみやかに変更の手続きをしてください。	国民健康保険限度額適用認定証
後期高齢者医療	被保険者	市役所保険年金課 (321-1237)	すみやかに変更の手続きをしてください。	後期高齢者医療被保険者証 限度額適用・標準負担額減額認定証
福祉・高齢者医療費助成	受給資格者		すみやかに変更の手続きをしてください。	福祉医療費受給資格者証 高齢者医療費受給資格者証
社会保険証等	左記の証書をお持ちの方	それぞれの所属する機関で変更の手続きをしてください。		
介護保険被保険者証	被保険者	市役所介護保険課(321-1219)	すみやかに変更の手続きをしてください。	介護保険被保険者証
身体障害者手帳	身体障害者手帳をお持ちの方	市役所障害福祉課(321-1245)	すみやかに変更の手続きをしてください。	身体障害者手帳・印鑑
図書利用券	左記のカードをお持ちの方	中央図書館をはじめ最寄りの図書館(322-7919)	来館の際、変更手続きをしてください。	図書利用券・地番変更証明書・本人確認ができるもの(免許証・保険証・学生証など)
パスポート	パスポートをお持ちの方		最終ページの住所欄をご自分で訂正してください。	
各種免許証、資格、許可、許可証等の住所変更	各種の法律、条例等に基づく各種免許証、資格、許可、許可証等の所有者	法律、条例等の定めるところによります。	法律、条例等に定める期限内	法律、条例等に定める必要書類
各種有価証券の住所変更	預金通帳、株券、社債等の各種有価証券の所有者	各規約等に定めるところによります。	各規約等に定める期限内。	各規約等に定める必要書類

その他……会社や学校(義務教育を除く)その他、地番(番地)変更手続きの必要なものはすみやかに手続きを済ませてください。

* 地番変更証明書は、区画整理課(市役所10階 ☎ 027-321-1275)にて無料で発行いたします。
(受付時間: 土日・祝日を除く午前8時30分 ~ 午後5時15分)